

スマートウォッチの使用について



2024年3月1日より、文京区立スポーツ施設の屋内プールにおいて

利用者の健康増進を図る観点から、以下の条件を満たす場合は

手首着用型ウェアラブルデバイス（通称スマートウォッチ）をご利用することができます。

【ご利用条件】

- ① 地下1階受付にて毎利用時「スマートウォッチ利用に関する確認書」に署名すること。
- ② スマートウォッチは手首装着型・完全防水で非金属性のものとすること。
- ③ スマートウォッチ全体をシリコン製等でできたクッション性カバーで完全に覆うこと。
(プラスチック製や金属が付属しているケースの利用は不可)
- ④ スマートウォッチの操作については、プールサイドのみとする。
他利用者の妨げにならぬよう、コース内での操作はご遠慮ください。
- ⑤ 使用できる機能はヘルスケア機能のみとする。カメラや通話機能等の使用は禁止とする。
- ⑥ 上記の他、スマートウォッチの使用について、監視員の指示に従うこと。